

公益財団法人草津市コミュニティ事業団 公園サポーター制度に関する要綱

平成 23 年 4 月 1 日施行

(目的)

第 1 条

この要綱は、草津市内の公園（都市公園、児童公園など）で、市民のボランティア活動を促進するため、公益財団法人草津市コミュニティ事業団（以下「事業団」）が側面的に支援することを目的とした草津市公園サポーター制度について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条

この要綱において「公園サポーター」とは、自らの意思に基づき無償で次の活動を行う者をいう。

- (1) 公園の維持管理に関すること
- (2) 公園の利用促進に関すること
- (3) 指導及びガイドに関すること
- (4) 緑化・環境教育に関すること
- (5) 情報提供に関すること
- (6) その他、事業団が必要と認めること

(登録)

第 3 条

この要綱に定める公園サポーターの活動を行おうとする者は、草津市公園事務所長（以下「所長」という。）に対し、登録申込書及び活動計画書を提出するものとする。

2 公園サポーターは、登録事項の変更があった場合は、速やかに所長に届け出るものとする。

(公園サポーターの責務)

第 4 条

公園サポーターは、自己の責任において活動を行うものとし、活動にあたっては、利用者の安全を第一とする。特に、道具の使用及び保管にあたっては保護具の装着等のルールを順守し、必要に応じて草津市公園事務所長の助言、指導を受けるものとする。

2 公園サポーターは、公共の利益に反する行為や他人に迷惑となる行為をしてはならない。また、危険な行為や営利、宗教的活動は行わないこと。

3 事故や問題が発生した場合は、公園サポーターが自己責任で対処すること。

(活動支援)

第5条

公園サポーターの活動を円滑に進めるため、必要に応じて予算の範囲内で次のとおり支援する。

- (1) 活動に必要な物品の提供または貸与
- (2) 活動を周知するボランティア認定証及び名札などの貸与
- (3) 活動に対する指導または助言
- (4) 活動に関する情報の提供
- (5) その他ボランティア活動に対して支援することが適切と認める事項

(登録の抹消)

第6条 草津市公園事務所長は、登録者が次の各号に該当すると認めるときは、登録者に対して注意を喚起し又は勧告することができる。

- (1) 登録者の活動が市民の公園利用環境を妨げるとき。
- (2) 登録者が活動計画書に基づく活動を行わないとき。

2 草津市公園事務所長は、登録者が前項の措置にもかかわらず是正等の措置を講じないときは、あらかじめ当事者にその旨を知らせ当事者の説明を受ける機会を確保した上で別に定める基準に基づき登録を抹消することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年7月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行に必要な事項は別に定める。